

資料2 研究対象者等に対し通知／公開すべき事項（倫理指針第12の4）

研究対象者等に通知／公開すべき事項は以下の通りとする。

- ① 試料・情報の利用目的及び利用方法（他の研究機関へ提供される場合はその方法を含む）
- ② 利用または提供する試料・情報の項目
- ③ 利用する者の範囲
- ④ 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称
- ⑤ 研究対象者またはその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること
- ⑥ ⑤の研究対象者またはその代理人の求めを受け付ける方法